



IFRS[®]
Accounting

2023年3月

公開草案

IFRS[®]会計基準

金融商品の分類及び測定の修正
IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案

コメント期限：2023年7月19日

金融商品の分類及び測定の修正
IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2023 年 7 月 19 日

Exposure Draft ED/2023/2 is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **19 July 2023** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board (IASB) and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

Copyright © 2023 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

金融商品の分類及び測定の修正

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2023 年 7 月 19 日

公開草案 ED/2023/2 は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2023 年 7 月 19 日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（IASB）及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

コピーライト © 2023 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

IASB の公表物のコピーは、customersurveys@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	8
[案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正	12
[案] IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正	19
IASB による 2023 年 3 月公表の公開草案「金融商品の分類及び測定 of 修正」 の承認	21
公開草案「金融商品の分類及び測定 of 修正」に関する結論の根拠	22
[案] IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンスの修正	41

はじめに

IASB が本公開草案を公表している理由

- IN1 国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定に関する要求事項及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の関連する要求事項の適用後レビュー（PIR）を、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に記述されている IASB のデュー・プロセスに従って実施した。
- IN2 PIR で収集した証拠を分析した後、IASB は、全般的に当該要求事項は一貫して適用することができ、財務諸表利用者に有用な情報を提供していると結論を下した。一方で IASB は、当該要求事項のいくつかの事項については、理解可能性を改善するための明確化を行うべきであるという結論も下した。
- IN3 IASB ができるだけ早く対応することが必要なものと識別した事項は次の事項であった。
- (a) 電子送金システムを使用した金融資産又は金融負債の決済の会計処理。この事項は IFRS 解釈指針委員会（委員会）への要望から生じたものである。委員会の暫定的なアジェンダ決定に対するコメント提出者は、アジェンダ決定を最終確定することによる潜在的な帰結（特に金融負債の決済との関連で）に懸念を示した。
 - (b) 契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する要求事項の環境・社会・ガバナンス（ESG）に連動する要素のある金融資産への適用。PIR への参加者は、こうした金融資産についての国際市場は急速に成長しており、多様な実務が定着することを避けるために明確化が必要とされていると述べた。
- IN4 IASB は、基準設定を要する PIR における他の事項も識別した。これらの事項は、個々に考えた場合には即時の対応を正当化するのに十分なほど高い優先度のものではなかったが、IASB は、単一の公開草案において、IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する要求事項（IN5 項参照）及び IFRS 第 7 号の開示要求（IN6 項参照）の修正案を公表する方がより効率的であろうと判断した。単一の公開草案を公表することを決定するにあたり、IASB は、利害関係者が提案に対して高品質のフィードバックを提供し IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の変更を適用するうえでのキャパシティを考慮した。

本公開草案の提案

- IN5 PIR から生じた事項に対処するため、本公開草案は IFRS 第 9 号の修正を提案している。これらの修正を当該基準書における提案順に示すと次のとおりである。
- (a) 電子送金で決済される金融負債の認識の中止—金融資産又は金融負債の認識の中止を行う際に企業は決済日会計を適用することを要求される旨を明確化するとともに、電子送金システムを使用して決済される金融負債を所定の要件が満たされる場合には決済日前に弁済されるものとみなすことを認める。
 - (b) 金融資産の分類—以下を含む金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価

金融商品の分類及び測定の修正

に関する適用指針を明確化する。

- (i) 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融資産（例えば、ESG 連動要素を含んだ金融資産）
- (ii) ノンリコース要素を有する金融資産
- (iii) 契約上リンクしている金融商品である金融資産

IN6 また、本公開草案は、IFRS 第 7 号の開示要求について次の修正又は追加を行うことも提案している。

- (a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資
- (b) 偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融商品

次のステップ

IN7 IASB は、2023 年 7 月 19 日までに本公開草案に対して受け取るコメントを検討し、その後修正案を進めるべきかどうかを決定する。

コメント募集

IASB は、本公開草案に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 提案における翻訳が困難な文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、IASB が検討すべき代替案を含んでいる。

IASB は、コメントは本公開草案で扱っている事項に限定することを要請している。

しかし、コメント提出者はこのコメント募集における質問のすべてに回答する必要はない。

コメント提出者への質問

質問 1 — 電子送金で決済される金融負債の認識の中止

IFRS 第 9 号の修正案の B3.3.8 項は、特定の要件が満たされる場合には、企業が現金をいまだ引き渡していなくても電子送金システムを使用して決済される金融負債の認識の中止を行うことを認めることを提案している。

結論の根拠の BC5 項から BC38 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

質問 2 — 金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的である契約条件

IFRS 第 9 号の修正案の B4.1.8A 項及び B4.1.10A 項は、企業が以下をどのように評価することを要求されるかについて提案している。

- (a) B4.1.7A 項を適用する目的における利息
- (b) B4.1.10 項を適用する目的における契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件

IFRS 第 9 号の B4.1.13 項及び B4.1.14 項の修正案は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有している金融資産、又は有していない金融資産に関する追加的な例を提案している。

結論の根拠の BC39 項から BC72 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

質問 3 — 金融資産の分類—ノンリコース要素を有する金融資産

IFRS 第 9 号の B4.1.16 項の修正案及び B4.1.16A 項を追加する提案は、「ノンリコース」という用語の記述を拡充している。

IFRS 第 9 号の修正案の B4.1.17A 項は、ノンリコース要素を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価する際に企業が考慮することが必要となる可能性のある要因を例示している。

結論の根拠の BC73 項から BC79 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

質問 4 — 金融資産の分類—契約上リンクしている金融商品

IFRS 第 9 号の B4.1.20 項から B4.1.21 項の修正案及び B4.1.20A 項を追加する提案は、IFRS 第 9 号の B4.1.21 項から B.4.1.26 項の範囲に含まれる契約上リンクしている複数の金融商品を含んだ取引についての記述を明確化している。

B4.1.23 項の修正案は、原金融商品プールの中の金融商品への参照には、IFRS 第 9 号における分類の要求事項の範囲に含まれない金融商品も含まれる旨を明確化している。

結論の根拠の BC80 項から BC93 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

質問 5 — 開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資

公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示する資本性金融商品に対する投資について、本公開草案は次の修正を提案している。

- (a) IFRS 第 7 号の第 11A 項(c)を、報告期間の末日現在の金融商品のそれぞれの公正価値ではなく資本性金融商品の公正価値の総額の開示を要求するように修正する。
- (b) IFRS 第 7 号の第 11A 項(f)において、当期中のその他の包括利益に表示した公正価値の変動の開示を企業に要求する。

結論の根拠の BC94 項から BC97 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

質問 6 — 開示—契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

IFRS 第 7 号の修正案の第 20B 項は、偶発的事象の発生（又は不発生）に基づき契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件についての開示要求を提案している。この要求事項案は、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の各クラス及び償却原価で測定する金融負債の各クラスに適用される（第 20C 項）。

結論の根拠の BC98 項から BC104 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

質問 7 — 経過措置

IFRS 第 9 号の修正案の 7.2.47 項から 7.2.49 項は、この修正を遡及適用することを企業に要求しているが、比較情報を修正再表示することは要求していない。また、この修正は、これらの修正を適用する結果として測定区分を変更した金融資産に関する情報を開示することを企業に要求することも提案している。

結論の根拠の BC105 項から BC107 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、提案のどのような面に反対しているのかを説明されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

期限

IASB は、2023 年 7 月 19 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

[案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正

7.1.11 項及び 7.2.47 項から 7.2.49 項並びに 7.2.47 項の前の見出しを追加する。読みやすくするため、これらの項には下線を付していない。

7.1 発効日

...

- 7.1.11 2023 年 3 月公表の「金融商品の分類及び測定 of 修正」(IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号を修正)により、7.2.47 項から 7.2.49 項、B3.1.2A 項、B3.3.8 項から B3.3.10 項、B4.1.8A 項、B4.1.10A 項、B4.1.16 A 項、B4.1.17A 項及び B4.1.20A 項が追加され、B4.1.13 項、B4.1.14 項、B4.1.16 項、B4.1.17 項、B4.1.20 項、B4.1.21 項及び B4.1.23 項が修正された。企業はこれらの修正を〔後日決定する日付〕以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業がこれらの修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに、すべての修正を同時に適用しなければならない。

7.2 経過措置

...

「金融商品の分類及び測定 of 修正」に関する経過措置

- 7.2.47 企業は「金融商品の分類及び測定 of 修正」を IAS 第 8 号に従って遡及適用しなければならない。ただし、7.2.48 項から 7.2.49 項に定める場合を除く。
- 7.2.48 企業は、これらの修正の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することを要求されない。企業は、事後的判断を使用せずに修正再表示が可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。企業が過去の期間を修正再表示しない場合には、企業は従前の帳簿価額とこれらの修正の適用開始日を含む事業年度の期首現在の帳簿価額との差額を認識しなければならない。この差額は、これらの修正の適用開始日を含む事業年度の期首利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識される。
- 7.2.49 これらの修正の適用開始日を含む報告期間において、企業はこの修正の適用の結果として測定区分を変更した金融資産の各クラスについて以下を開示しなければならない。
- (a) 従前の測定区分及び企業がこれらの修正の適用直前に決定された帳簿価額
 - (b) 新たな測定区分及び企業がこれらの修正の適用後に決定された帳簿価額

付録 B

適用指針

B3.1.2A 項、B3.3.8 項から B3.3.10 項、B4.1.8A 項、B4.1.10A 項、B4.1.16 A 項、B4.1.17A 項及び B4.1.20A 項並びに B3.1.2A 項の前の見出しを追加する。B4.1.13 項、B4.1.14 項、B4.1.16 項、B4.1.17 項、B4.1.20 項、B4.1.21 項及び B4.1.23 項を修正する。B4.1.7A 項、B4.1.10 項、B4.1.15 項及び B4.1.22 項は修正していないが参照の便宜のために含めている。新規の文言には下線、削除する文言には取消線を付している。

認識及び認識の中止（第 3 章）

当初認識（セクション 3.1）

...

当初認識日又は認識の中止日

B3.1.2A 金融資産又は金融負債の認識又は認識の中止を行う際に、企業は決済日会計（B3.1.6 項参照）を適用しなければならない。ただし、B3.1.3 項が適用される場合又は企業が B3.3.8 項を適用することを選択する場合は除く。

...

金融負債の認識の中止（セクション 3.3）

...

B3.3.8 決済日会計を適用するという B3.1.2A 項の要求事項にかかわらず、企業は、電子送金システムを使用して決済される金融負債（又は金融負債の一部）について、企業が支払指示を出していて、次のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、決済日前に弁済したとみなすことができる。

(a) 企業が支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない。

(b) 企業が支払指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力を有していない。

(c) 電子送金システムに関連した決済リスクが僅少である。

B3.3.9 B3.3.8 項(c)を適用する目的上、電子送金システムの特徴が、支払指示の完了が標準的な管理プロセスに従い、支払指示の開始と現金の引渡しとの間の期間が短いものである場

合には、決済リスクは僅少である。しかし、支払指示の完了が、企業が決済日に現金を引き渡す能力を条件としている場合には、決済リスクは僅少ではない。

B3.3.10 電子送金システムを使用した金融負債の決済に B3.3.8 項を適用することを選択する企業は、同項の要求事項を同じ電子送金システムを通じて行われるすべての決済に適用しなければならない。

分 類（第 4 章）

金融資産の分類（セクション 4.1）

...

元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー

...

B4.1.7A 元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。基本的な融資の取決めでは、貨幣の時間価値（B4.1.9A 項から B4.1.9E 項参照）及び信用リスクへの対価は、通常は利息の最も重大な要素である。しかし、こうした取決めでは、利息には、他の基本的な融資リスク（例えば、流動性リスク）や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト（例えば、管理コスト）への対価も含まれる場合がある。さらに、利息には基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンが含まれる場合がある。極端な経済状況では、利息が負になる場合がある。それは、例えば、金融資産の保有者が明示的又は黙示的に特定の期間にわたる貨幣の預入れに対して支払を行う（かつ、その手数料が、保有者が貨幣の時間価値、信用リスク及び他の基本的な融資リスク並びにコストに対して受け取る対価を超える）場合である。しかし、契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないもの（株価や商品価格の変動に対するエクスポージャーなど）を持ち込む契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じない。組成又は購入した金融資産は、法的形式が貸付金なのかどうかに関係なく、基本的な融資の取決めである可能性がある。

...

B4.1.8A ある金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを評価するにあたり、企業は利息のさまざまな要素を区分して考慮しなければならない場合がある。利息についての評価は、企業がどれだけの補償を受け取るのかではなく、企業が何に対して補償されるのかに焦点を当てる。契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資のリスク又はコストとは通常は考えられていないリスク又は市場要因に対する補償（例えば、債務者の収益又は純利益に対する取り分）を含んでいる場合

金融商品の分類及び測定の修正

には、たとえそうした契約条件が企業が事業を営んでいる市場では一般的であるとしても、基本的な融資の取決めと整合的ではない。さらに、契約上のキャッシュ・フローの変化が、基本的な融資のリスク又はコストの変動の方向及び規模と一致しない場合には、基本的な融資の取決めと整合的ではない。

...

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件

B4.1.10 ある金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいる場合（例えば、当該資産が満期前に返済可能である場合や期間が延長可能である場合）には、企業は、その契約条件により当該金融商品の存続期間にわたり発生する可能性のある契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるのかどうかを判定しなければならない。この判定を行うために、企業は、契約上のキャッシュ・フローの変化の前後両方において発生する可能性のある契約上のキャッシュ・フローを評価しなければならない。また、企業は契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させることとなる偶発的事象（すなわち、トリガー）の性質も評価する必要があるかもしれない。偶発的事象の性質自体は、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるのかどうかを評価する際の決定的要因ではないが、指標となる可能性がある。例えば、債務者が特定の回数の支払を履行しない場合にはより高い金利に改定される金融商品を、所定の株価指数が特定の水準に達した場合にはより高い金利に改定される金融商品と比較してみる。前者の場合の方が、当該金融商品の存続期間にわたる契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみである可能性が高い。支払の不履行と信用リスクの増大との間に関係があるからである（B4.1.18 項も参照）。

B4.1.10A B4.1.10 項を適用するにあたり、企業は、偶発的事象の発生（又は不発生）を受けてのキャッシュ・フローの契約で定められた変更が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせるかどうかを評価しなければならない。この評価は、当該偶発的事象の発生の蓋然性に関係なく行わなければならない（ただし、B4.1.18 項に記述している真正でない契約条件は除く）。契約上のキャッシュ・フローの変更が基本的な融資の取決めと整合的であるためには、偶発的事象の発生（又は不発生）は債務者に固有のものでなければならない。偶発的事象の発生が、債務者が契約で定められた目標を達成することに依存する場合には、たとえ同じ目標が他の債務者についての他の契約に含まれているとしても、債務者に固有である。しかし、結果として生じる契約上のキャッシュ・フローは、債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーのいずれをも表すものであってはならない（B4.1.15 項からB4.1.16 項も参照）。

...

B4.1.13 以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを説明した例である。この例のリストは網羅的なものではない。

金融商品	分 析
...	...
金融商品 EA	<u>契約上のキャッシュ・フローは元本及び元本残高に対する利息の支払のみである。</u>
<u>金融商品 EA は、債務者が前報告期間中に温室効果ガス排出量の契約で定められた削減を達成した場合に、金利が所定のペーシスポイント分、定期的に調整される融資である。</u>	<u>偶発的事象の発生（温室効果ガス排出量の契約で定められた削減）は、債務者に固有のものである。当該偶発的事象の発生（又は不発生）から生じる契約上のキャッシュ・フローは、すべての状況において、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである。</u>
	<u>この契約上のキャッシュ・フローは、債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーのいずれをも表していない。</u>

B4.1.14 以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払とはならない契約上のキャッシュ・フローを説明した例である。この例のリストは網羅的なものではない。

金融商品	分 析
...	...
金融商品 I	<u>契約上のキャッシュ・フローは元本及び元本残高に対する利息の支払のみではない。</u>
<u>金融商品 I は、市場で決定される炭素価格指数が契約で定められた閾値に達した場合に、金利が定期的に調整される融資である。</u>	<u>この契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資のリスク又はコストではなく、市場要因（炭素価格指数）に対応して変動するため、基本的な融資の取決めと整合しない。</u>

B4.1.15 場合によっては、金融資産が元本及び利息として説明されている契約上のキャッシュ・フローを有しているが、当該キャッシュ・フローが、本基準書の 4.1.2 項(b)、4.1.2A 項(b)及び 4.1.3 項で記述している元本及び元本残高に対する利息の支払を表していないことがある。

B4.1.16 これに該当する可能性があるのは、金融資産が特定の資産又はキャッシュ・フローに対する投資を表していて、契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみでない場合である。例えば、契約条件で、金融資産のキャッシュ・フローが特定の有料道路を使用する自動車が多くなるほど増加すると定めている場合には、当該契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合しない。結果として、当該金融商品は 4.1.2 項(b)及び 4.1.2A 項(b)の条件を満たさないことになる。債権者の請求権が債務者の特定の資産又は特定の資産からのキャッシュ・フローに限定されている

金融商品の分類及び測定の修正

~~場合（例えば、「ノンリコース」の金融資産）は、これに該当する可能性がある。~~

B4.1.16A また、金融資産が「ノンリコース」要素を有している場合もこれに該当する可能性がある。キャッシュ・フローを受け取るという企業の契約上の権利が、金融資産の存続期間全体と債務不履行の場合の両方について、特定の資産が生み出すキャッシュ・フローに限定されている場合には、当該金融資産はノンリコース要素を有している。言い換えると、金融資産の存続期間全体にわたり、企業は主として債務者の信用リスクではなく特定の資産の履行リスクに晒される。

B4.1.17 しかし、金融資産がノンリコース要素を有しているであること自体は、必ずしも金融資産が4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)の条件を満たすことを妨げない。そのような状況では、債権者は、分類しようとする金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払であるかどうかを判断するにあたり、特定の原資産又はキャッシュ・フローを検討（「ルック・スルー」）することを求められる。金融資産の条件によって、元本及び利息を表す支払と整合しない形で他のキャッシュ・フローが生じたり、キャッシュ・フローが制限されたりする場合には、金融資産は4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)の条件を満たさない。原資産が金融資産なのか非金融資産なのかは、それ自体ではこの判定に影響しない。

B4.1.17A ノンリコース要素を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを評価する際に、B4.1.17 項に従って、企業は債務者の法律上の構成及び資本構成などの要因を考慮することが必要となる場合がある。これには、以下に関する程度を含むが、それには限らない。

(a) 原資産が生み出すキャッシュ・フローが、分類しようとする金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを上回ると見込まれる。

(b) 原資産が生み出すキャッシュ・フローの不足が、債務者が発行した劣後債務又は資本性金融商品によって吸収されると見込まれる。

...

契約上リンクしている商品

B4.1.20 ある種の取引において、発行者が、信用リスクの集中を生じさせる契約上リンクしている複数の商品（すなわちトランシェ）を用いて、金融資産の所有者への支払に優先順位を付ける場合がある。各トランシェには、発行者の生み出すキャッシュ・フローが当該トランシェに配分される順序を特定する劣後順位が付けられている。これらのトランシェの保有者に対する支払の優先順位は、ウォーターフォール支払構造を通じて設定される。当該支払構造は、信用リスクの集中を生じさせ、異なるトランシェの保有者間での不均衡な損失の配分を生じさせる。このような場合には、あるトランシェの保有者は、発行者がそのトランシェよりも高い順位のトランシェへの支払を行うのに十分なキャッシュ・フローを生み出す場合にのみ、元本及び元本残高に対する利息の支払を受ける権利を有する。これは当該トランシェがノンリコース要素を有していることを意味する

(B4.1.16A項参照)。

B4.1.20A 取引の中には、複数の負債性金融商品を含むが、B4.1.20項に記述した特性のすべてを有してはいないものがある。例えば、企業（債権者）が保証付の融資の取決めに締結し、それにより債務者（スポンサー企業）が組成された企業を設立し、優先及び劣後の負債性金融商品を発行する場合、優先的な負債性金融商品を保有している企業に信用保護を提供するために、債務者が劣後的な負債性金融商品を保有することがある。そうした取引は、契約上リンクしている複数の金融商品を含んでいない。これは、組成された企業は、単一の債権者からの融資取引を容易にするために設立されたものであるからである。そうした取引における優先的な負債性金融商品の契約上のキャッシュ・フローは、B4.1.7項からB4.1.19項の要求事項を適用することによって評価しなければならない。

B4.1.21 B4.1.20項に記述したようなこのような契約上リンクしている複数の金融商品を含んだ取引において、あるトランシュが元本及び元本残高に対する利息の支払であるキャッシュ・フロー特性を有するのは、次のすべてに該当する場合のみである。

(a) ...

B4.1.22 企業は、キャッシュ・フローを（パス・スルーではなく）生み出している原金融商品プールが特定できるまで、ルック・スルーを行わなければならない。これが原金融商品プールである。

B4.1.23 原金融商品プールは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有する1つ又は複数の金融商品を含んでいなければならない。この評価の目的上、原金融商品プールは、分類の要求事項（本基準書のセクション4.1参照）の範囲に含まれていない金融商品（例えば、元本及び元本残高に対する利息の支払と同等である契約上のキャッシュ・フローを有しているリース債権）を含んでいてもよい。

〔案〕 IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正

第 20B 項、第 20C 項及び第 44JJ 項を追加する。第 11A 項を修正する。新規の文言には下線、削除した文言には取消線を付している。

財政状態及び業績に対する金融商品の重大性

...

財政状態計算書

...

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資

11A 企業が、資本性金融商品に対する投資を、IFRS 第9号の5.7.5項で認めるところにより、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した場合には、次の事項を開示しなければならない。

(a) ...

(b) ...

(c) 報告期間の末日現在のこのような投資のそれぞれの公正価値

(d) ...

(e) ...

(f) このような投資の当期中の公正価値の変動の金額（当報告期間中に認識の中止を行った投資に係る変動の金額と当報告期間の末日現在で保有している投資に係る変動の金額を区分して示す）

...

包括利益計算書

収益、費用、利得又は損失項目

...

20B 債務者に固有の偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件の影響を財務諸表利用者が理解するのに役立てるため、企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) 当該偶発的事象の性質に関する定性的記述
- (b) 当該契約条件から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変更の範囲に関する定量的情報
- (c) 当該契約条件の対象となっている金融資産の総額での帳簿価額及び金融負債の償却原価

20C 企業は、第 20B 項が要求している情報を、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の各クラス及び償却原価で測定する金融負債の各クラスについて区分して開示しなければならない。企業は、どの程度詳細に開示すべきか、集約又は分解の適切なレベル、及び財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加の説明を必要とするかどうかを検討しなければならない。

...

発効日及び経過措置

...

44JJ 2023 年 3 月公表の「金融商品の分類及び測定の修正」により、第 20B 項及び第 20C 項が追加され、第 11A 項が修正された。企業はこれらの修正を IFRS 第 9 号の修正の適用時に適用しなければならない。企業は、当該修正の適用開始日前に開始する表示期間については、当該修正で要求している開示を提供する必要はない。

国際会計基準審議会による 2023 年 3 月公表の公開草案「金融商品の分類及び測定の修正」の承認

公開草案「金融商品の分類及び測定の修正」は、国際会計基準審議会（IASB）の 12 名のメンバーのうち 11 名により 2023 年 2 月現在で公表が承認された。ブキャナン氏は IASB への就任が最近であるため棄権した。

アンドレアス・バーコウ	議長
リンダ・メゾン＝ハッター	副議長
ニック・アンダーソン	
パトリナ・ブキャナン	
タデウ・センドン	
ザック・ガスト	
陸 建橋	
ブルース・マッケンジー	
ベルトラン・ペラン	
鈴木 理加	
アン・ターカ	
ロバート・ウール	

公開草案「金融商品の分類及び測定」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「金融商品の分類及び測定」に付属しているが、その一部を構成するものではない。本公開草案を開発した際の国際会計基準審議会（IASB）の考慮事項を要約している。個々の IASB メンバーは、いくつかの要因に対してより大きなウェイトを置いた。

はじめに

- BC1 IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定に関する要求事項及び関連する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の要求事項の適用後レビュー（PIR）を、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に記載されている IASB のデュー・プロセスに従って実施した。IASB が完了した作業及び IASB が至った結論は、2022 年 12 月公表の「プロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメント—IFRS 第 9 号『金融商品』の適用後レビュー—分類及び測定」に要約されている。
- BC2 PIR の結果、IASB ができるだけ早く対応することが必要と決定した 2 つの事項が識別された。
- (a) 金融資産又は金融負債の決済としての電子送金—認識及び認識の中止に関する適用指針の修正を提案（BC5 項から BC38 項参照）
 - (b) 環境・社会・ガバナンス（ESG）事項に連動する要素のある金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価—金融資産の分類に関する適用指針の修正を提案（BC39 項から BC72 項参照）
- BC3 また、IASB は、優先度は低い、基準設定を要する他の事項も識別した。IASB は、これらに関する IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案を単一の公開草案に含めることが利害関係者にとって最も効率的となるであろうと判断した。これらの事項の 1 つ目は、ノンリコース要素を有する金融資産及び契約上リンクしている金融商品への契約上のキャッシュ・フローの評価を適用する際の明確化に関するものである。これらの金融商品についての要求事項案は、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する全般的な要求事項の一部であるため、それらの明確化とともに検討する必要がある（BC73 項から BC93 項参照）。
- BC4 また、本公開草案は、次のような IFRS 第 7 号の要求事項の修正又は追加を提案している。
- (a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資（BC94 項から BC97 項）
 - (b) 偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融商品（BC98 項から BC104 項参照）

電子送金で決済される金融負債の認識の中止

背 景

- BC5 2021 年 9 月に、IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、金融資産（営業債権）の決済として電子送金で企業が受け取る現金の認識に関する IFRS 第 9 号の適用に関する要望を受け取った。
- BC6 委員会は、IFRS 第 9 号の 3.2.3 項(a)及び 3.1.1 項を適用する際に、企業は次のことを要求されると結論を下した。
- (a) 営業債権の認識の中止を、当該営業債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する日に行う。
 - (b) 当該営業債権の決済として受け取る現金（又は他の金融資産）を同じ日に認識する。
- BC7 委員会の暫定的なアジェンダ決定に対して、コメント提出者は、委員会の技術的な分析及び結論に反対しなかった。しかし、多くのコメント提出者は、アジェンダ決定を確定した場合の潜在的な結果について懸念を示した。
- BC8 2022 年 6 月の会議で、委員会は、このフィードバックについて検討し、暫定的なアジェンダ決定における技術的な分析及び結論を確認した。しかし、委員会は、IASB に以下を含むコメント提出者の懸念を照会することを決定した。
- (a) 長く続いている実務における混乱
 - (b) アジェンダ決定事項の適用により生じるコスト
 - (c) その他の事実パターン（特に営業債務の認識の中止）に関連する、考え得る不利益な結果
- BC9 数名の PIR 参加者は、このトピックについての委員会の議論についてもコメントし、前項の懸念を再確認した。これを受けて IASB は、この事項を PIR の一部として検討することを決定した。
- BC10 金融資産の通常の方法による売買を除き、IFRS 第 9 号は、金融資産又は金融負債の認識及び認識の中止を行う際に決済日会計を適用することを企業に要求している。それらの認識及び認識の中止の要求事項（これは企業が財務諸表において報告日現在の契約上の権利及び義務を忠実に表現する結果となる）は、財務諸表利用者に有用な情報を提供する。IASB は、PIR では IFRS 第 9 号における認識の中止の要求事項の明瞭性及び適切性について根本的な疑問があることを示す証拠は提供されなかったと考えた。さらに IASB は、委員会が公表したアジェンダ決定から生じる、長く続いている実務に対する混乱の可能性は、それ自体では、基準設定を行う理由とはならないことに留意した。
- BC11 しかし、PIR で IFRS 第 9 号における認識及び認識の中止の要求事項は概ねよく機能し

っていると結論が下されたにもかかわらず、IASB は、利害関係者が識別した実務にばらつきがある（特に金融負債の決済との関連で）ことを認識した。したがって、IASB は次のことを決定した。

- (a) 金融資産及び金融負債の認識及び認識の中止を行う際には決済日会計を用いることが要求される（ただし、IFRS 第 9 号の B3.1.3 項が適用される場合を除く）ことを明確化する。
- (b) 電子送金システムにより決済される金融負債の認識の中止を決済日前に行うことを認める新たな要求事項を開発する。

検討したアプローチ

BC12 IASB は、2 つの考え得る狭い範囲の基準設定のアプローチを検討した。

- (a) IFRS 第 9 号における認識の中止の要求事項の諸側面を明確化すること（BC13 項から BC21 項参照）
- (b) 特定の要件が満たされる場合に金融負債の認識の中止を決済日前に行うことを認める要求事項を開発すること（BC22 項から BC24 項参照）

認識の中止の要求事項に関する諸側面を明確化すること

- BC13 第 1 のアプローチは、それに従った場合に、どの時点で金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するのか（IFRS 第 9 号の 3.2.3 項(a)）、又はどの時点で金融負債が消滅するのか（IFRS 第 9 号の 3.3.1 項）を明確化するための IFRS 第 9 号の修正が必要となっていた。
- BC14 委員会の暫定的なアジェンダ決定に対するコメント提出者は、どの時点で負債が消滅するのか、又は金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するのかを決定することは、時間を要し、コストがかかり、各支払プラットフォーム及び関連する個々の契約条件の広範な分析が必要となる可能性があると述べた。これは、消滅の時点を決定するための関連性のある規則及び要求事項は法域ごとに異なっており、経済的に類似した金融資産及び金融負債の認識の中止が異なる時点で行われる結果となる可能性があるからである。
- BC15 IASB は、IFRS 第 9 号における認識及び認識の中止の要求事項は一般的に対称性のある結果をもたらすことに留意した。言い換えると、ある企業が金融資産を有している場合には、他の企業が対応する金融負債（又は資本性金融商品）を有することになる。ただし、認識の中止についての詳細な評価は相違する（BC16 項から BC17 項参照）。
- BC16 例えば、IFRS 第 9 号の B3.3.1 項は、金融負債は、企業が当該金融負債の第一次的責任から法的に解放される場合、又は企業の契約上の義務が支払により免責される場合（決済日における企業による現金又は他の金融資産の引渡時）のいずれかに該当した場合に消滅すると定めている。

金融商品の分類及び測定の修正

- BC17 金融資産に関して、IASB は、IFRS 第 9 号の 3.2.3 項(a)が、金融資産の認識の中止は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合（決済日における企業による現金又は他の金融資産の引渡時）、又は当該金融資産が譲渡され、当該譲渡が IFRS 第 9 号の 3.2.4 項から 3.2.6 項を適用して認識の中止の要件を満たす場合のいずれかで行わなければならないと定めていることに留意した。
- BC18 IASB は、認識の中止の結果が対称的であっても、同じ取引についての認識及び認識の中止の時期は対称的とはならない場合があると考えた。これは、企業は相手方が何をしたのかを会計処理の基礎とするのではなく、現金を受け取る権利又は支払う義務を報告日現在で有している情報に基づいて評価するからである（例えば、決済日会計を適用する際に）。
- BC19 どの時点で権利が消滅するか又は負債が消滅するかを明確化するため、IASB は、金融資産と金融負債の両方についての IFRS 第 9 号における認識の中止の要求事項を包括的に検討することが必要となる。IASB は、そうしたアプローチは当該要求事項の根本的な再検討を要することとなり、その結果として、金融資産及び金融負債についての認識の要求事項の検討も必要となると結論を下した。
- BC20 また、IASB は、このようなアプローチをそうした資産又は負債の特定の種類に限定することは可能ではないであろうことにも留意した。したがって、当該アプローチは、意図しない結果の重大なリスクを生じさせるであろう。そのリスクの慎重な考慮には、すべての潜在的なシナリオ及び取引の分析を要し、したがって IASB 及び利害関係者の時間及びリソースの多大な投資が必要となるであろう。
- BC21 IASB は、IFRS 第 9 号の認識及び認識の中止の要求事項を根本的に再検討することは、次のことと不整合となると結論を下した。
- (a) 認識及び認識の中止の要求事項は全般的によく機能しているという PIR の間に受けたフィードバック
 - (b) PIR の間に識別された事項について対応をいつ行うべきかの評価のための枠組み
- したがって、IASB はこのようなアプローチを取らないことを決定した。

特定の要件が満たされる場合に決済日前の認識の中止を認めるという要求事項

- BC22 要望書及び委員会の暫定的なアジェンダ決定は、営業債権に対する認識の中止の要求事項の適用に焦点を当てていたが、利害関係者が指摘した懸念の大半は営業債務に関連したものであった。したがって、IASB は、狭い範囲の基準設定を通じて、次のことができるかどうかを検討することを決定した。
- (a) 金融資産及び金融負債の認識及び認識の中止を行う際に、企業は決済日会計を適用することを要求される（ただし、IFRS 第 9 号の B3.1.3 項が適用される場合は除く）旨を明確化すること
 - (b) 特定の要件が満たされる場合に、金融負債の認識の中止を決済日前に認めること

BC23 IASB は、そのような IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正は、利害関係者が指摘した懸念のすべてを解決することにはならず、IFRS 第 9 号の認識の中止の要求事項をすべての金融負債に適用することのコストを低減させることにもならないことを認識した。要件が満たされるのは特定の状況においてのみとなるからである。しかし、IASB は、このような狭い範囲の修正は次のようになるであろうと考えた。

- (a) 利害関係者が指摘した懸念の多くに対する適時かつ有効な対応を提供する。
- (b) 現行の認識の中止の要求事項を根本的に変更せず維持することによって、意図しない結果のリスクを軽減する。
- (c) 決済日会計を用いることを明確化することにより認識の中止の要求事項の適用における一貫性をもたらし、財務諸表利用者に提供される情報の有用性が損なわれないことを確保する。
- (d) 特定の要件を設けることにより、金融負債の認識の中止を決済日前に行うことができる状況を限定する。
- (e) 修正の範囲が十分に狭い場合には運用可能となる。

BC24 したがって、IASB は、このような狭い範囲の修正の実行可能性をさらに探求することを決定した。

金融負債について提案した要求事項

金融負債の認識の中止を決済日前に行うための要件

BC25 金融資産又は金融負債の決済は、IFRS 第 9 号の付録 A で定義されている通常の方法による金融資産の売買ではない。しかし、IFRS 第 9 号の 3.1.2 項及び B3.1.3 項から B3.1.6 項における通常の方法による取引についての要求事項は、特定の要件が満たされた場合に金融資産の認識又は認識の中止を決済日前に行うという全般的な要求事項への選択肢をすでに提供している。したがって、IASB は、当該要求事項を決済日前の金融負債の認識の中止のための要件を開発するための有用な出発点として考慮した。

BC26 また、IASB は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の第 42 項(b)における純額決済の要件を満たす、総額決済システムに係る AG38F 項の要求事項も考慮した。IFRS 第 9 号における通常の方法による売買について、主要な原則のうちの 1 つは、決済が発生しないというリスクが僅少でなければならないということである。

BC27 IASB は、修正案の B3.3.8 項において、電子送金システムを使用して決済される金融負債（又は金融負債の一部）について、企業が支払指示を出しており、次のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、決済日前に弁済したとみなすことができると提案している。

- (a) 企業が支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない（BC28 項から BC29 項参照）。

金融商品の分類及び測定の修正

- (b) 企業が支払指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力を有していない (BC30 項から BC32 項参照)。
- (c) 電子送金システムに関連した決済リスクが僅少である (BC33 項から BC34 項参照)。

支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない

- BC28 IASB は、企業における金融負債を決済するための現金支払は、通常、企業が広範囲の支払システム又はプラットフォームを通じて支払指示を銀行に出すことによって開始されると考えた。支払指示を出す際に、企業は負債の決済を確約している可能性があるが、支払システムの性質によっては、企業が依然として支払指示の撤回、中止又は取消しを行うことができる場合もある（例えば、現金がまだ債権者に移転又は引渡しされていない場合において）。言い換えると、企業が支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を依然として有している場合には、企業は依然として支払の完了を妨げることができ、そうした状況では、IFRS 第 9 号の B3.3.1 項(a)で現在要求されているように、企業が負債を弁済したとは言えない。
- BC29 したがって、IASB は、金融負債が決済日前に弁済されたと企業がみなすことができるためには、企業が関連性のある支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していないと提案している。

決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力を有していない

- BC30 また、IASB は、金融負債の認識の中止を決済日前に行うためには、企業は決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力を有していないとも提案している。
- BC31 この要件を開発するにあたり、IASB は、現金が企業の銀行口座から移転されていなくても、企業が当該現金にアクセスする実際上の能力を有していないという状況を検討した。そのような状況では、企業は、使用される送金システムについての標準的な処理期間に従って現金が債権者に引き渡される（引渡しは通常は短期間のうちに行われる）ことを合理的に確信している場合がある。例えば、当該現金が依然として企業の銀行口座残高の一部であるとしても、「利用可能」な残高は支払指示の金額だけ減額される場合がある。この時点で、企業は当該現金にアクセスすることや支払義務の決済以外の目的での使用を指図することができなくなっている場合がある。
- BC32 IASB の見解では、金融負債を決済するために使用すべき現金に企業がアクセスすること又はその使用を指図することができる場合には、企業が当該負債を弁済したとみなすことは不適切であろう。企業が当該金融負債の決済以外の目的で当該現金にアクセスする実際上の能力を有している場合には、企業が現金を引き渡した（IFRS 第 9 号の B3.1.6 項が決済日会計について要求しているように）と考えることも、企業が現金による支払で当該負債を弁済した（IFRS 第 9 号の B.3.3.1 項(a)で要求されるように）と考えることもできない。

電子送金に関連した決済リスクが僅少である

- BC33 「決済リスク」とは、一般的には、取引が決済（又は完了）されないこと、したがって債務者が決済日に現金を債権者に引き渡さないことを指す。IFRS 第 9 号の B3.1.6 項及び B3.3.1 項の要求事項の目的上、金融負債が債権者に現金を支払うことによって弁済された時点で、債権者はもはや当該取引に関連した決済リスクに晒されていない。
- BC34 IASB は、金融負債が決済日前に弁済されたと企業がみなすためには、決済が行われないうリスクが僅少でなければならないと考えた。修正案において、IASB は、電子送金システムの特徴が、支払指示の完了が標準的な管理プロセスに従うものであり、支払指示の開始から現金の引渡しまでの期間が短い場合には、決済リスクは僅少であると提案している。特定の支払システムの完了期間が長いほど、債務者の債務不履行によって支払が完了されないというリスクが高くなる。

提案した要求事項の範囲

- BC35 提案した要求事項の開発にあたって、IASB は当該要求事項の潜在的な範囲を検討した。特に、IASB は、提案した要求事項が電子送金システムだけでなく、より幅広い範囲の現金支払（例えば、要求払預金からのすべての現金支払）に適用できるかどうかを検討した。
- BC36 IASB は、提案した要求事項が幅広く適用されとした場合、そのようなアプローチがいくつかの概念上及び実務上の課題を生じさせる可能性があることに留意した。まず、IFRS 第 9 号における認識の中止の要求事項の目的上、現金が他の金融資産と異なる方法で扱われるものと見られる可能性があるというリスクである。これは、企業が取引を他の金融資産（担保など）を引き渡すことによってではなく、現金で決済する場合に、異なる会計上の結果を生じさせる可能性がある。
- BC37 第 2 に、提案した要求事項が要求払預金（例えば、当座預金）からのすべての現金支払に適用されとした場合、現金支払が企業の現金の他の源泉から除外されることになる。これを念頭に、IASB は、提案する要求事項の開発につながった実務上の課題は、支払が行われる口座の性質から生じたものではなく、むしろ使用される支払方法の性質から生じたものであることに留意した。また、IASB は、「現金」又は「現金同等物」（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」で定義されている）の検討は IFRS 第 9 号の範囲外であり、したがって提案した要求事項への関連性がないことにも留意した。
- BC38 したがって、IASB は、提案する要求事項の範囲を、特定の要件を満たす電子送金システムを使用した現金決済に限定し、他の点では IFRS 第 9 号における認識の中止の要求事項の適用を変更しないことを決定した。また、IASB は、企業は提案した要求事項と同じ支払システムを使用するすべての支払に適用しなければならないと決定した。

金融資産の分類

背景

- BC39 IFRS 第 9 号における金融資産の分類に関する要求事項を開発した際に、IASB は、債

金融商品の分類及び測定の修正

却原価が金融資産の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して財務諸表利用者に有用な情報を提供するの、当該キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみである場合のみであると決定した（IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.23 項参照）。

- BC40 IFRS 第 9 号の付録 B は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかの評価に関する適用指針を含んでいる。PIR 参加者は、全般的に、適用指針が IASB の意図したように機能していることに同意した。しかし、参加者は、ESG 連動要素又は類似した要素を含んだ金融資産に当該指針を適用する際の課題を指摘した。
- BC41 IASB の見解では、IFRS 第 9 号における契約上のキャッシュ・フローの特性の評価は、ESG 連動要素を含んだ金融資産に対しても他の金融資産に対してと同様に目的適合性があり、IFRS 第 9 号の要求事項（明確化を条件として）は、そうした金融資産を償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するための条件を満たすかどうかを判定するための適切な基礎を提供する。
- BC42 IASB は、ESG 連動要素を含んだ金融資産について、IFRS 第 9 号における契約上のキャッシュ・フローの特性に関する要求事項の例外を設けることは、不適切であろうと結論を下した。IASB の見解では、この結論は、IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する要求事項の根本的な変更は必要ないことを示唆した PIR のフィードバックと整合的である。
- BC43 IASB は、ESG 連動要素を含んだ一部の金融資産の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して、償却原価が財務諸表利用者に有用な情報を提供できるという PIR 参加者の意見に同意した。ESG 連動要素が、基本的な融資の取決めに関連しない要因に対するエクスポージャーではなく、融資のコストを表している金融資産については、そうした金融資産に関する最も目的適合性の高い情報は、債権者が権利を与えられている契約上のリターン及び債権者が受け取ると見込んでいないキャッシュ・フローである。償却原価測定は、これらの要素の両方を、実効金利法及び減損の要求事項を通じて捕捉する（IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.6 項参照）。
- BC44 したがって、IASB は、IFRS 第 9 号の定めを明確化するための修正を提案することによって、PIR のフィードバックに対応することを決定した。当該修正は、金融資産（ESG 連動要素又は類似した要素を含んだものを含む）が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー（IFRS 第 9 号の 4.1.2 項及び 4.1.2A 項で要求されている）を有しているかどうかを判定する際に、さらに企業の助けとなるであろう。具体的には、IASB は以下に関する修正を提案している。
- (a) 基本的な融資の取決めと整合的な利息の諸要素（BC46 項から BC52 項参照）
 - (b) 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる契約条件（BC53 項から BC72 項参照）

BC45 また、PIR 参加者は、他の種類の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関しての疑問も提起した。これらの疑問に対応して、IASB は以下の明確化のための修正を提案している。

(a) ノンリコース要素を有する金融資産 (BC73 項から BC79 項参照)

(b) 契約上リンクしている金融商品 (BC80 項から BC93 項参照)

基本的な融資の取決めにおける利息の諸要素

BC46 IFRS 第 9 号の B4.1.7A 項は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは基本的な融資の取決めと整合的であると述べている。また、同項では、基本的な融資の取決めと整合的である利息のいくつかの典型的な要素も示されている。すなわち、貨幣の時間価値、信用リスク、その他の基本的な融資のリスク（流動性リスクなど）、金融資産の保有に関連したコスト、及び利益マージンへの対価である。

BC47 PIR のフィードバック（「基本的な融資の取決め」という用語に関する不明確さを含む）を分析した際に、IASB は次のことを再確認した。

(a) IFRS 第 9 号の B4.1.7A 項で明示された利息の諸要素は、基本的な融資の取決めと整合的である諸要素の網羅的なリストとなるものではない。

(b) 明示された諸要素は「安全港」を提供するものではない。すなわち、たとえ「信用リスク」や「利益マージン」と呼ばれている場合であっても、さらに分析が必要とされる場合がある。

(c) 企業は、契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを判定するために、利息のさまざまな要素の定量的な分析を行うことを必ずしも要求されない。

(d) 契約条件は、単に企業が事業を営んでいる市場において一般的であるという理由だけでは、基本的な融資の取決めと必ずしも整合しない。

BC48 IASB は、B4.1.7A 項を適用する目的で利息を評価する方法を明確化するための修正を提案することによって、PIR のフィードバックに対応することを決定した。IASB は、IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.182 項(b)で説明されている原則を確認した。すなわち、利息の評価は、企業が特定の要素について**どれだけの金額**を受け取るのかではなく、**何に対して**企業が補償を受けているのかに焦点を当てるというものである。IASB は、この原則を修正案の B4.1.8A 項において適用指針に織り込むことを決定した。

BC49 また、IASB は、どのような場合に契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であり、どのような場合にそうでないかを明確化すること、また、明確化した要求事項を企業がどのように適用すべきかを例示するための設例を設けることも決定した。

- BC50 IASB は、基本的な融資の取決めと整合的となる利息の諸要素の網羅的なリストを定めることは可能ではないであろうと結論を下した。すでに IFRS 第 9 号の B4.1.15 項において、場合によっては、契約では「利息」と呼ばれているキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合しない可能性があることが示されている。同様に、契約条件では「利息」に明示的に言及していないが、それでも貨幣の時間価値、信用リスク並びに他の基本的な融資のリスク及びコストに対する融資者への補償の一部を構成する対価を生じさせる場合がある。したがって、IASB は、特に融資市場の進展に関連する契約条件を評価する際には、企業が判断を適用することが必要な場合があると結論を下した。
- BC51 また、IASB は、「基本的な融資の取決め」という用語は、IFRS 第 9 号において融資の取決めの性質を指すために使用されており、特定の市場又は法域において一般的であるか又は普及している取決めを指すものではないことにも留意した。一般的な前提として、何かが特定の法域で一般的な実務であるという理由だけでも市場は関連性がある（例えば、特定の法域では、金利を特定のベンチマーク金利に参照することが一般的である場合がある）が、それは必ずしも元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じさせない。例えば、IFRS 第 9 号の B4.1.7A 項は、商品価格又は株価に対するエクスポージャーは基本的な融資の取決めとは整合しないと述べている。これは、特定の市場における融資がそうした要因に連動している契約条件を一般的に有しているかどうかとは無関係に当てはまる。
- BC52 基本的な融資の取決めでは、融資者は元本金額を借手に特定の期間（これは契約により短縮又は延長される場合がある）にわたり貸し付けて、それと交換に、金融資産の保有に関連するリスク及びコストに対する補償を表す元本及び利息の支払を受ける契約上の権利を得る。このため、融資者が引き受けるものと認識しているリスクと当該リスクに対して受け取る補償との間には関係がある。したがって、IASB は、契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるためには、契約上のキャッシュ・フローの変動は、融資のリスク又はコストの変動に対して比例的であるとともに、方向が一致していなければならない旨を明確化することを決定した。例えば、借手の信用リスクの増大は、金融資産の利率の引下げではなく引上げとして反映される。

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる契約条件

- BC53 IFRS 第 9 号は、一部の金融資産が当該資産の存続期間中の契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいることを認識している。そのような金融資産について、IFRS 第 9 号の B4.1.10 項は、金融資産の存続期間にわたり生じる可能性のあるキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを判定することを企業に要求している。
- BC54 PIR 参加者は、IASB に、B4.1.10 項における例示で現在扱われていない偶発的事象への同項の適用に関して、より多くのガイダンスを求めた。フィードバックでは、企業は例示のうちの 1 つ（すなわち、債務者の信用リスクの変動をトリガーとする契約上のキャッシュ・フローの変動）から次のような推論をする可能性があることが示唆された。

すなわち、キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるためには、偶発的事象の性質は IFRS 第 9 号の B4.1.7A 項に明示されている利息の諸要素のうちの 1 つと関連していなければならないというものである。

BC55 IASB は、IFRS 第 9 号が金融商品の存続期間にわたる契約上のキャッシュ・フローのすべての変動可能性を評価することを要求していることに留意した。言い換えると、変動可能性は、IFRS 第 9 号の B4.1.7A 項に示されている利息の諸要素のうちの 1 つから生じるというだけの理由では、基本的な融資の取決めと整合的であると仮定することはできない。さらに、キャッシュ・フローの変動可能性は、B4.1.7A 項に明示的に示されている利息の諸要素のうちの 1 つに関連している必要はない。例えば、IFRS 第 9 号では、流動性リスクは利息の一般的な要素であるため、「他の基本的な融資のリスク」の一例として示されている。しかし、IFRS 第 9 号は、それが唯一の他の基本的な融資のリスク又はコストであるとは述べていない。IASB の見解では、主要な原則は、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額の変化が基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかである。

BC56 IASB は、修正案の B4.1.10A 項において、金融資産の存続期間にわたる契約上のキャッシュ・フローを評価するための以下の相互関連した原則を識別し明確化することが有用であろうと決定した。

- (a) 偶発的事象の発生は蓋然性に関係なく、契約上のキャッシュ・フローのすべての考え得る変動が考慮される（ただし、IFRS 第 9 号の B4.1.18 項に示されている真正でない契約条件は除く）（BC58 項から BC60 項参照）。
- (b) 契約上のキャッシュ・フローの変動性の時期又は金額が、契約において定められている（BC61 項から BC62 項参照）。
- (c) 偶発的事象の発生が債務者に固有のものである（BC63 項から BC69 項参照）。
- (d) 偶発的事象から生じる契約上のキャッシュ・フローが、債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績のいずれを表すものでもない（BC70 項から BC72 項参照）。

BC57 また、IASB は、これらの原則を例示するために、IFRS 第 9 号の B4.1.13 項及び B4.1.14 項に例示を追加することも決定した。

契約上のキャッシュ・フローの考え得る変動（蓋然性を問わない）の対価

BC58 IFRS 第 9 号を開発した際に、IASB は、偶発的事象が発生する可能性が非常に低い場合には、その偶発的要素は金融資産の分類に影響を与えるべきではないと指摘したフィードバックを検討した。IASB はこのアプローチを棄却し、たとえ偶発的事象が発生する蓋然性が低い場合であっても、当該偶発的要素が真正でない場合を除いて、企業は金融商品の存続期間にわたり生じる可能性のあるすべての契約上のキャッシュ・フローを考慮しなければならないという結論を下した（IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.186 項及び BC4.189 項参照）。

金融商品の分類及び測定の修正

- BC59 この見解は、さらに、金融資産の契約上のキャッシュ・フローに基づく分類変更を禁止するという IFRS 第 9 号の要求事項に反映された。企業は、当初認識時点で金融商品の存続期間にわたる契約条件に基づいて金融商品を分類することが要求される (IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.117 項参照)。
- BC60 したがって、IASB は、契約上のキャッシュ・フローの評価は金融商品の存続期間にわたり生じる可能性のあるすべての契約上のキャッシュ・フローに基づくものであり、蓋然性に基づく評価ではないことに留意した。言い換えると、企業は、契約で定められている偶発的事象のいずれかが、いかに可能性が低くても発生するとした場合の、契約上のキャッシュ・フローに対する影響を考慮しなければならない。

契約条件で定められたキャッシュ・フローの変動

- BC61 金融資産の分類の基礎となる原則は、償却原価は、契約上のキャッシュ・フローが時期及び金額の両方が固定されている場合、又は変動の可能性はあるが決定可能である場合には、金融資産の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関して有用な情報を財務諸表利用者に提供するというものである。
- BC62 したがって、IASB は、偶発的事象から生じる契約上のキャッシュ・フローの金額又は時期の変動が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせるためには、キャッシュ・フローの当該変動が契約で定められており、決定可能でなければならないと決定した。言い換えると、契約上のキャッシュ・フロー（金融商品の存続期間にわたり生じる可能性がある）が元本及び元本残高に対する利息の支払のみであると結論を下すためには、何がキャッシュ・フローの変動を生じさせるのかを知っていることに加えて、キャッシュ・フローの修正がどのようなものとなるのかも知っていなければならない。

債務者に固有の偶発的事象の発生

- BC63 PIR のフィードバックを検討した際に、IASB は、IFRS 第 9 号がすでに、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に対して受け取られる対価は、基本的な融資のリスク及びコスト（すなわち、債務者に対して特定の期間にわたり与信を行うことに関連するリスク及びコスト）のみについて債権者に補償しなければならないと要求していることに留意した。また、IASB は、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額の変更は次のものに関連した契約条件から生じる可能性があると考えた。貨幣の時間価値 (IFRS 第 9 号の B4.1.9A 項から B4.1.9E 項参照)、期限前償還要素 (IFRS 第 9 号の B4.1.11 項から B4.1.12A 項参照)、又は契約で定められた偶発的事象 (例えば、企業が契約で定められた ESG 目標を達成することから生じる契約上の利率の変更) の発生 (又は不発生) である。
- BC64 偶発的事象の発生は、当該偶発的事象の性質が債務者に特有のものでなくとも、債務者に固有である場合がある。例えば、債権者は契約のすべてに、債務者が自らの温室効果ガス排出量を削減するための特定の目標を満たす場合に債務者の利率を引き下げるという条件を含めることがある。

- BC65 前項の例では、すべての債務者が同じ偶発的事象（契約で定められた同じ温室効果ガス排出量の削減の達成）の対象となっているが、当該事象の発生（又は不発生）は各債務者に固有である。これと対照的に、契約の中には、含んでいる偶発的事象が債務者に固有でないか又は債務者と関係のない要因に左右されるものがある。例えば、業界全体での温室効果ガス排出量の削減に基づく金融資産の契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額の変更は、基本的な融資の取決めと整合的ではないこととなる。
- BC66 一部の PIR 参加者は、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額の変更は、それが「当該契約の当事者に固有の非金融変数」から生じる場合には、基本的な融資の取決めと整合することを IASB が明確化すべきであると提案した。この概念は IFRS 第 9 号におけるデリバティブの定義で使用されているからである。
- BC67 IASB は、偶発的事象が「債務者に固有である」ことを要求することは、「契約の当事者に固有ではない」「非金融変数」に言及している IFRS 第 9 号におけるデリバティブの定義と類似点があることを認めた。しかし、基本的な融資の取決めでは、債権者は債務者に対する与信に関連した基本的な融資のリスク及びコストについてのみ補償される。したがって、債権者又は他の当事者に固有の偶発的事象による契約上のキャッシュ・フローの変更は、基本的な融資の取決めと整合しない。
- BC68 また、IASB は、この種の評価を行う際に金融変数と非金融変数とを区別することは不適切であろうと判断した。基本的な融資の取決めと整合しない変数から生じる契約上のキャッシュ・フローの変動性は、当該変数が金融変数か非金融変数にかかわらず、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを生じさせない。
- BC69 IASB は、契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合するためには、偶発的事象（貨幣の時間価値又は期限前償還要素に関連したものを除く）の発生が債務者に固有のものでなければならぬと結論を下した。IASB はさらに、債務者に固有の偶発的事象のすべてが基本的な融資の取決めと整合するわけではないことに留意した。例えば、所定の期間における債務者の収益又は純利益の水準に基づいて変動する契約上のキャッシュ・フローは、一般的には基本的な融資の取決めと整合的であるとはみなされない（BC70 項から BC72 項参照）。

債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーのいずれを表すものでもないキャッシュ・フロー

- BC70 IASB は、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額の変更のうち、債務者に対する投資を表すもの（例えば、債務者の収益又は純利益に対する持分に対する権利を債権者に与える契約条件）、又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーを表すものは、たとえそうした条件が債務者に固有であるとしても、基本的な融資の取決めと整合しないことを明確化することを決定した。
- BC71 この明確化は、IFRS 第 9 号の B4.1.15 項及び B4.1.16 項における原則と整合的である。たとえ契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払として記述されていても、金融資産が特定の資産に対する投資を表すものである場合には、そのようなキャッシュ・

フローは元本及び元本残高に対する利息の支払のみを表すことにはならないというものである。

- BC72 偶発的事象の性質は、それ自体は決定要因ではないが、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーを表す（したがって、基本的な融資の取決めと整合しない）という指標となり得る。

ノンリコース要素を有する金融資産

- BC73 IFRS 第 9 号の B4.1.16 項は、債権者の請求権が債務者の特定の資産又は特定の資産からのキャッシュ・フローに限定されている金融資産を、「ノンリコース」要素を有する金融資産として記述している。IFRS 第 9 号を開発した際に、IASB は、ノンリコース要素の存在は、それ自体では必ずしも金融資産が元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローを有することを妨げるものではないと結論を下した。そのような場合、IFRS 第 9 号の B4.1.17 項は、分類しようとしている金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払であるかどうかを判定するために、原資産を評価（「ルック・スルー」）することを企業に要求している。
- BC74 PIR 参加者は、IASB にノンリコース要素の意味（特に、ノンリコース要素を有する金融資産と、債権者の請求権が担保として差し入れられた資産によって保全されている金融資産との相違）を明確化することを要望した。また、参加者は、ノンリコース要素を有する金融資産（IFRS 第 9 号の B4.1.17 項）と契約上リンクしている金融商品（IFRS 第 9 号の B4.1.22 項）の両方を評価する目的上、企業は特定の原資産又は原金融商品プールを「ルック・スルー」することを要求されると考えた。このため、彼らは、これらの状況における「ルック・スルー」評価の目的についての明確化を求めた。
- BC75 IFRS 第 9 号におけるノンリコース要素は、債務者の側に担保として差し入れた原資産を超える負債がないことに言及していた。これと対照的に、担保が付されたローンの場合には、債権者の請求権は債務不履行の場合にのみ担保によって保全される。そのようなローンの存続期間の全体を通じて、債権者は当該ローンの返済について債務者に対するリコースを有している。したがって、IASB は、ノンリコース要素を有する金融資産は担保が付された金融資産とは異なると結論を下した。債権者の請求権が、当該金融資産の存続期間の全体を通じて及び債務不履行の場合において、特定の原資産に限定されているからである。
- BC76 IASB は、金融資産が特定の資産を有する特別目的会社に対する貸付金として組成されており、債権者が特別目的会社に資産を譲渡した企業に対してリコースを有していないことにより、金融資産がノンリコース要素を有する可能性がある状況を検討した。例えば、特別目的会社が収益の源泉を 1 つしか有しておらず、キャッシュ・フローは譲渡された資産からのみ生み出され、そこから借入金を返済すると仮定する。さらに、特別目的会社は名目的な資本しか有していない（すなわち、譲渡された資産を超える損失吸収能力は非常に小さい）。そのような状況では、債権者は原資産の履行リスク（信用リスクなどの基本的な融資のリスクではなく）に晒されることになる。したがって、当該ロ

ーンは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有していない可能性がある。

- BC77 また、IASB は、特定の資産が十分なキャッシュ・フローを生み出さない場合又はその価値が所定の閾値よりも減少した場合に、追加の資産の担保提供を債務者に要求する契約上の権利を債権者が有している状況についても検討した。このような状況では、債権者は金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利を保全するために債務者に対するリコースを有しているため、金融資産はノンリコース要素を有していない。
- BC78 金融資産がノンリコース要素を有しているかどうかの判定に資するため、IASB は次のことを明確化することを決定した。金融資産がそのような要素を有するためには、債権者がキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利は、当該金融資産の存続期間にわたって及び債務不履行の場合の両方において、特定の資産から生み出されるキャッシュ・フローに限定されていなければならないことである。
- BC79 また、IASB は、修正案の B4.1.17A 項に、ノンリコース要素を含んだ金融資産について IFRS 第 9 号の B4.1.17 項で要求している評価を行う方法についてのガイダンスを含めることも決定した。

契約上リンクしている金融商品に対する投資

- BC80 IFRS 第 9 号を開発した際に、IASB は、発行者が信用リスクの集中を生じさせる契約上リンクしている複数の金融商品（すなわちトランシェ）を用いて、金融資産の所有者への支払に優先順位を付ける取引について検討した。そうした状況では、一部のトランシェの保有者は、他のトランシェに信用保護を提供するのと交換にプレミアムを受け取る。
- BC81 契約上リンクしている金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特性を評価するにあたり、IASB は、当該金融商品の契約上の要素だけにに基づく分類は、契約上のリンクによって信用リスクの集中が生じている場合には、当該金融商品の経済的特徴を反映しないものとなることに留意した（IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.26 項から BC4.36 項参照）。したがって、これらの種類の金融商品について、IFRS 第 9 号の B4.1.22 項は、企業がキャッシュ・フローを生み出している原金融商品プールを特定できるまで「ルック・スルー」することを企業に要求している。
- BC82 PIR 参加者は、IASB に、IFRS 第 9 号の B4.1.20 項から B4.1.26 項の要求事項の範囲を明確化することを要望し、それらの要求事項が適用される金融商品の種類を記述するために当該基準書で使用されている用語のいくつかについて多様な解釈があると指摘した。PIR 参加者は、いくつかの種類の金融資産について、企業は契約上リンクしている金融商品についての要求事項を適用すべきなのか、それともノンリコース要素を有する金融資産についての要求事項を適用すべきなのかが不明確であると述べた。彼らの見解では、ノンリコース要素を有する金融資産についての要求事項ではなく、契約上リンクしている金融商品についての要求事項を適用した場合（又はその逆）には、異なる会計上の結果が生じる可能性がある。

金融商品の分類及び測定の修正

- BC83 また、参加者は、全体として IFRS 第 9 号の範囲に含まれるわけではない金融商品が、IFRS 第 9 号の B4.1.23 項に示されている原金融商品プールにおける金融商品の要件を満たし得るかどうかについても質問した。

範 囲

- BC84 IASB は、契約上リンクしている金融商品を他の取引と区別する特性を、IFRS 第 9 号の B4.1.20 項を修正し、修正案に B4.1.20A 項を追加することによって明確化することを提案している。
- BC85 IASB は、「契約上リンクしている」という用語は、異なるトランシェ間の関係、並びにそれらに関連した権利及び義務（キャッシュ・フローが配分される順序を含む）が、金融商品の契約条件において定められている取引を指していることに留意した。このような金融商品に関わる取引には 3 つ又はそれ以上のトランシェがあるのが一般的であるが、IASB は、IFRS 第 9 号の B4.1.20 項から B4.1.26 項は 3 つ以上のトランシェがある取引のみに適用されるものと理解されることを意図したわけではなかった。
- BC86 IASB は、契約上リンクしている金融商品についての要求事項が、特定の資産がローンの担保として特別目的会社に譲渡されることを条件として、債権者が顧客に資金を貸し付けることに同意する二者間での保証付融資の取決めに適用されるかどうかを検討した。このような取決めでは、顧客は、特別目的会社の出資者として、通常、特別目的会社が特定の資産を取得するために使用する資金の一部分を提供することになる。これは、資本性投資又は債権者が保有している負債性金融商品に劣後する負債性金融商品のいずれかの形式となり得る。
- BC87 IASB は、BC86 項に記述した種類の保証付融資取引は、IFRS 第 9 号の B4.1.20 項に記述されている、契約上リンクしている複数の金融商品がトランシェの保有者に発行される取引とは性質が異なることに留意した。保証付融資取引では、契約は一般的に、債権者と出資企業という形での顧客との間で交渉される。したがって、このような取引は契約上リンクしている複数の金融商品を含むものではない。この考え方に合わせて、IASB は、修正案の B4.1.20A 項において、企業はこのような取引については、債権者が保有する負債性金融商品の契約上のキャッシュ・フローを IFRS 第 9 号の B4.1.7 項から B4.1.19 項に従って評価することが求められることを明確化することを決定した。
- BC88 IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.26 項は、異なるトランシェの保有者への支払に優先順位を付ける「ウォーターフォール」構造に言及している。IASB は、IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.26 項のこの文言を修正案の B4.1.20 項における契約上リンクしている金融商品の記述に含めて、信用リスクの集中がどのように生じるかを説明することが有用であろうと判断した。
- BC89 IASB はさらに、契約上リンクしている複数の金融商品を使用する取引では、異なるトランシェの保有者は原金融商品プールからのキャッシュ・フローに対してのみリコースを有していることを明確化することを決定した。したがって、このような取引は、修正案の B4.1.16A 項で記述しているノンリコース要素を有している。

BC90 しかし、IASB の見解では、ノンリコース要素を有する金融資産のすべてが契約上リンクしている金融商品であるわけではない。契約上リンクしている金融商品をノンリコース要素を有する金融資産と区別する重要な要因は、各トランシェの所有者間での損失の不均等な配分である。例えば、複数の負債性金融商品の所有者が発行者の原資産に対してのみリコースを有している場合、当該金融商品はノンリコース要素を有しており、所有者はそれらの原資産の損失を比例的に共有する。したがって、契約上リンクしている複数の金融商品について IFRS 第 9 号の B4.1.20 項で定めているように、信用リスクの集中はない。このため、IASB は、契約上リンクしている金融商品についての記述に、異なるトランシェの所有者間での損失の不均等な配分を含めるように明確化することを決定した。

原金融商品プール

BC91 IFRS 第 9 号の B4.1.21 項(b)は、あるトランシェが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローの特性を有するのは、原金融商品プールが IFRS 第 9 号の B4.1.23 項及び B4.1.24 項に示されたキャッシュ・フロー特性を有している場合のみであると述べている。PIR 参加者は、全体として IFRS 第 9 号の範囲に含まれるわけではない金融商品（リース債権など）が、IFRS 第 9 号の B4.1.23 項における原金融商品プールの要件を満たし得るかどうかを質問した。

BC92 IASB は、原金融商品プールの中の適格な金融商品の範囲を、全体として IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融商品に限定することを意図したわけではなかったことに留意した。例えば、リース債権は分類の目的上は IFRS 第 9 号の範囲に含まれないが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみと同等のキャッシュ・フローを有している可能性がある。

BC93 したがって、IASB は、IFRS 第 9 号の分類の要求事項の範囲に含まれない金融商品（リース債権など）を、IFRS 第 9 号の B4.1.23 項の目的上、原金融商品プールに含めることができる旨を明確化することを決定した。

開 示

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資

BC94 PIR の一部として、IASB は、企業が公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示することを選択した資本性金融商品に対する投資について受け取ったフィードバック及び証拠（学術的証拠を含む）について議論した。IASB は、そうした投資についての IFRS 第 9 号の要求事項は概ね意図されたとおりに機能していると結論を下し、それらに関して当該基準書に変更を加えないことを決定した。

BC95 しかし、一部の PIR 参加者は、IFRS 第 9 号の要求事項は、投資を処分した後に、その他の包括利益に累積された公正価値変動が実現した時に純損益に振り替えられない場合

金融商品の分類及び測定の修正

には、資本性投資の財務業績を忠実に表現しないと考えた。

- BC96 IASB は、IFRS 第 9 号も IFRS 第 7 号「金融商品：開示」も、「実現した」利得又は損失と「未実現の」利得又は損失を区別しておらず、また PIR の一部として、その他の包括利益に認識され累積された金額の純損益への振替（「リサイクリング」）が、実現した利得に関して現行の要求事項より多くの又はより良い情報を財務諸表利用者が受け取る結果を必ずもたらすという主張を支持する証拠は得られなかったことに留意した。
- BC97 フィードバックを考慮した後、IASB はそれでも IFRS 第 7 号の第 11A 項の開示要求を拡張して当報告期間中の資本性金融商品に対する投資の公正価値変動の開示を要求することを提案している。また、IASB は、当期中の公正価値変動を当報告期間中に認識の中止を行った投資と当報告期間の末日現在で保有している投資に係る金額とに分解することを企業に要求することも提案している。IASB の見解では、この情報は、その他の包括利益に認識した金額の表示及び開示（IFRS 第 7 号の第 20 項(a)(vii)（及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 82A 項(a)(i)））とともに、これらの資本性投資の業績に関する有用でより包括的な情報を財務諸表利用者に提供するであろう。

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

- BC98 企業の財務諸表から生じるリスクの性質及び程度を理解するため、IFRS 第 7 号は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにする情報の開示を要求している（例えば、IFRS 第 7 号の第 21A 項及び第 35A 項参照）。
- BC99 PIR に対する回答の中で、財務諸表利用者は、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件の影響を理解することは、企業の将来キャッシュ・フローについての利用者の分析及び評価にとって重要であると述べた。彼らの見解では、そうした契約条件（例えば、ESG 連動要素を含んだ金融商品）の性質を理解することは、財務諸表利用者に有用な情報を提供するであろう。
- BC100 また、利害関係者は、財務諸表利用者が将来の契約上のキャッシュ・フローの変動の潜在的な規模を理解することは重要であろうとも述べた。
- BC101 IFRS 第 7 号の第 20 項(b)は、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る金利収益の合計額及び純損益を通じて公正価値で測定するものの以外の金融負債に係る金利費用の総額の開示を要求している。しかし、IFRS 第 7 号は、企業に対して、これらの金融商品の契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更させる可能性のある契約条件の影響を開示することを具体的に要求してはいない。
- BC102 したがって、IASB は、債務者に固有の偶発的事象の性質についての記述を提供するよう企業に要求することを提案するが、そうした要求を ESG 連動要素を含む金融商品のみに限定しないことを決定した。
- BC103 財務諸表利用者にとっての便益を作成者にとってのコストとバランスさせるにあたり、IASB は、契約上のキャッシュ・フローの考え得る変動の範囲（例えば、ESG 目標に連動した偶発的事象から生じる可能性のある契約上の金利の調整の範囲）に関する定量的

情報を開示することを企業に要求すべきであるとも提案している。IASB は、契約上のキャッシュ・フローの考え得る変動についての感応度分析を提供することを企業に要求することや、これらの偶発的事象が企業の財務諸表に与える可能性の高い影響の定量化を要求することは提案しないことを決定した。市場価格（一般的に観察可能である）とは異なり、金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件は、債務者に固有の偶発的事象に左右される。したがって、偶発的事象が財務諸表に与える影響についての感応度分析を提供することは、企業にとって負担が大きいであろう。

- BC104 しかし、そうした偶発的事象に対する企業のエクスポージャーの程度を財務諸表利用者が理解するのを支援するため、IASB は、その種の契約条件の対象となっている金融資産の総額での帳簿価額及び金融負債の償却原価を開示することを企業に要求することを提案している。IASB は、この情報は契約上のキャッシュ・フローの時期及び金額を変化させる可能性のある契約条件を含んだ金融商品の、企業の各クラス内の金融資産及び金融負債の合計額に対しての影響度を理解する上で有用であろうと考えている。したがって、これは企業の将来キャッシュ・フローの不確実性についてのより良い理解を可能にするであろう。

経過措置

- BC105 IASB は、IFRS 第 9 号の修正案について、IFRS 第 9 号の適用開始時に適用されるものと同様の経過措置を提案している。
- BC106 比較情報の修正再表示を要求しないという修正案の 7.2.48 項の提案は、IFRS 第 9 号の適用開始時の経過措置（IFRS 第 9 号の 7.2.15 項に示されている）と整合的である。
- BC107 しかし、IASB は、修正案の適用開始が金融資産の分類の変更を生じさせる範囲で、企業は、当該修正が適用される直前及び直後における当該金融資産の測定に関する情報を開示することを要求されると提案することを決定した。これにより、金融資産の分類の変更及びそれが企業の財務諸表に与える影響を財務諸表利用者が理解することが可能になる。

[案] IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンスの修正

IG11A 項の前の見出し [案] 並びに IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 11A 項及び第 11B 項の開示要求のいくつかを満たすことに関してのガイダンスを提供する IG11A 項及び IG11B 項を追加する。読みやすくするため、この新規の文言には下線を付していない。

...

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資（第 11A 項及び第 11B 項）

IG11A 下記のガイダンスは IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に付属しているが、その一部を構成するものではない。このガイダンスは、開示要求の考えられる適用方法のすべてを示すことは目的としておらず、企業が IFRS 第 7 号の第 11A 項及び第 11B 項で要求されている開示のいくつかを提供できる 1 つの考え得る方法を例示している。企業は、どのような開示が最も有用な情報を提供するのか（適切な集約又は分解のレベルを含む）を決定するにあたり、判断を適用すべきである。

背 景

企業 A は、IFRS 第 9 号「金融商品」の 5.7.5 項の要求事項を満たす資本性金融商品に対する投資の事後の公正価値変動をその他の包括利益に表示することを選択した。自らの会計方針に従って、企業 A は、利得又は損失の累計額を投資の認識の中止が行われる時点で初めてその他の包括利益から利益剰余金に振り替える。企業 A の報告期間は 12 月 31 日に終了する。

20X1 年 1 月 1 日現在、企業 A の資本性投資の帳簿価額の総額は CU800,000 であり、これらの投資について同日現在でその他の包括利益累計額に認識されている公正価値変動の累計額は CU200,000 であった。20X1 年 1 月 1 日より前にこのポートフォリオからの処分はなかった。

20X1 年 7 月 31 日に、企業 A は非上場の企業 Y に対する非支配持分を CU155,000 で取得した。

20X1 年 6 月 30 日に、企業 A は企業 X から CU1,000 の配当収益を受け取った。20X1 年 9 月 30 日に、企業 A は企業 X に対する投資を CU200,000 で処分し、CU50,000 の累積利得が生じた。

企業 A の残りの投資は、20X1 年 12 月 31 日現在で公正価値の総額が CU820,000 であった。企業 A はこれらの残りの投資から 20X1 年に合計 CU5,000 の配当収益を受け取った。

当期中の企業 A の資本性投資の公正価値変動の合計額は CU65,000（企業 X に対する投資に係る CU20,000 を含む）であった。

IG11B 企業 A は 20X1 年 12 月 31 日に終了する年度の財務諸表への注記において、以下の情報を提供する（単純化のため、比較情報は示していない）。

企業 A の財務諸表注記において提供される情報

以下の表は、当社の非上場企業に対する資本性投資を示している。当社はこれらの投資を中長期の戦略的な目的で保有している。当社はこれらの企業に対する支配持分を保有しておらず（各企業に対して保有している資本性投資は 5%未満である）、売買目的でも保有していない。したがって、当社はこれらの投資の公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示することを選択した。利得又は損失の累計額は、投資が処分される時点で初めて利益剰余金に振り替えられる。

20X1 年 7 月 31 日に、当社は非上場の企業 Y に対する非支配持分（5%未満の資本性投資）を取得し、20X1 年 9 月 30 日に、当社は企業 X に対する投資を処分した。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品

	帳簿価額 (CU000) ^(a)	その他の包括利益 (CU000) ^(b)
20X1 年 1 月 1 日	800	200
取得した投資	155	-
公正価値変動：		
期末日現在で保有している投資	45	45
処分した投資	20	20
処分した投資	(200)	-
処分後の資本の中での振替	-	(50)
20X1 年 12 月 31 日	820	215

当社は企業 X に対する投資の処分に関して、利得累計額 CU50,000 を当期中にその他の包括利益から利益剰余金に振り替えた。

当社は当期中に資本性投資から CU6,000 の配当収益を受け取った（企業 X から受け取った CU1,000 を含む）。

(a) 企業 A は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の第 93 項で要求されている情報が提供される場合に、この列から財政状態計算書の注記に相互参照した。

(b) 企業 A は、この列をその他の包括利益の変動の計算書及び持分変動計算書に相互参照した。